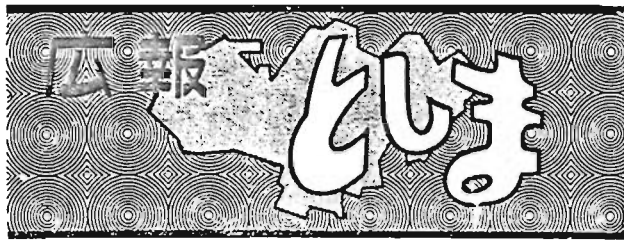


世帯と人口  
12月1日現在

人口	303,492(-66)	前月比
男	150,460(+25)	
女	153,032(-91)	
世帯数	132,884(+32)	
(住民基本台帳による)		



発行 東京都豊島区 豊島区東池袋 1-18-1 ☎ [981] 1111 千 170 編集 企画部広報課

休日に発熱、腹痛などをおこしたとき...

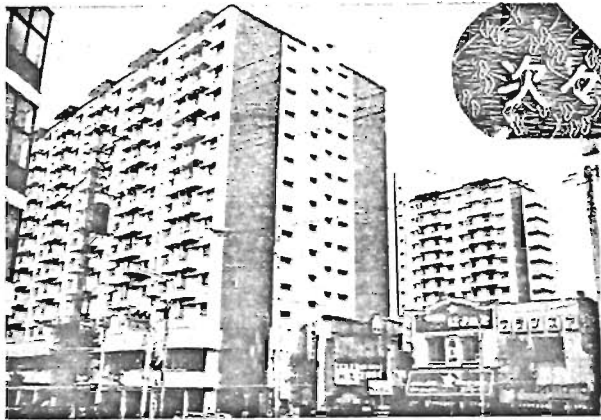
休日診療テレホンセンター

☎ 982-5183 へ

電話=受付時間・午前9時～午後5時まで

年末、年始は、12月29日～1月3日の間も

実施しております。



<新築なった第12出張所>出張所はこの建物の一階手前にあります。上の部分は都営住宅で、東福社事務所と社会教育会館、児童館、老人いこい室、保育所はこの建物の一階と二階になります。

### 都電車庫跡地に 次々と完成する区施設

区では、かねてから公共施設3か年計画の復現に当たり大塚都営車庫跡地に約五千平方メートル(約千五百坪)の公共施設建設計画を進めておりましたが、このほど都の施設(都営住宅・第4建設事務所・店舗・保育所)建設計画と並行して、当初予定された区の施設のうち、行政サービスの拡充機関としての第12出張所の開設と同時に、東福社事務所の臨時窓口を2月3日から開設する予定です。

この施設の開設に続き、3月1日には、社会教育会館、児童館、老人いこい室、東福社事務所が、5月1日には、保育所、保母寮などの施設が次々に完成を間近にひかえています。これらの総合的な施設の完成により、地区サービスの輪がさらに広がられます。

## 2月3日 (予定) 第12出張所開設!

## 住民サービスの輪拡大

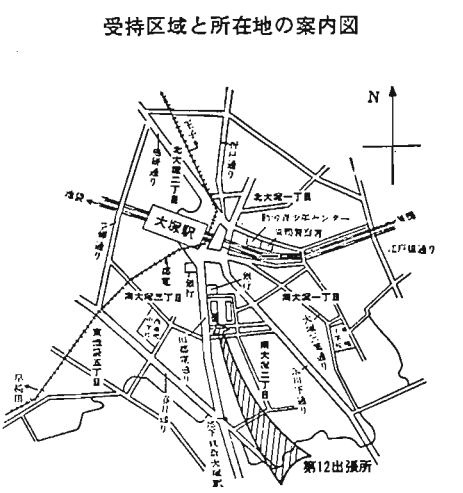
このほど新設される第12出張所の開設により、第1、第2、第4出張所窓口の混雑は緩和され、地域の方々への行政サービスがさらに拡充されることとなります。

なお、第12出張所の所在地、受持区域等は、次のとおりです。

- ◎開設予定日 昭和50年2月3日(月)
- ◎所在地 南大塚2丁目36番1号(高層都営住宅1階南側、旧都電大塚車庫跡地)
- ◎受持区域 北大塚1丁目・2丁目・南大塚1丁目・2丁目・3丁目・東池袋5丁目(11番・52番)
- ◎受持世帯と人口 約一万三千世帯・二万八千人

◎出張所で取扱う主な事務

- ▼印鑑登録の受付
- ▼印鑑証明の交付
- ▼転入届の受付
- ▼転出証明書の交付
- ▼住民票写しの交付
- ▼住民基本台帳の閲覧
- ▼畜犬登録の受付
- ▼母子健康手帳の交付
- ▼区(部)民の納付受付
- ▼国民年金保険料の納付および各種届出の受付
- ▼国民健康保険各種届出の受付
- ▼転入学の受付などです



### 出張所区域のご案内

名称	受持区域
第一出張所	東池袋一丁目から五丁目まで、西果鶴二丁目から四丁目まで、西果鶴一丁目(四番から十四番まで)、北大塚三丁目(一番から二十二番まで及び二十八番から五十番まで)、東池袋二丁目(一番から二十二番まで及び二十九番から四十二番まで)、上池袋一丁目から四丁目まで。
第二出張所	東池袋四丁目(十四番から十八番まで及び二十九番から四十二番まで)、東池袋二丁目(三丁目)、東池袋一丁目(二十三番から二十七番まで)、東池袋四丁目(一番から十三番まで及び十九番から二十八番まで)、東池袋五丁目(一番から十番まで)、南池袋一丁目から四丁目まで、西池袋二丁目(一番から四番まで、十七番から三十三番まで及び三十七番から四十三番まで)、西池袋一丁目、西池袋三丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、西池袋六丁目、西池袋七丁目、西池袋八丁目、西池袋九丁目、西池袋十丁目、西池袋十一丁目、西池袋十二丁目、西池袋十三丁目、西池袋十四丁目、西池袋十五丁目、西池袋十六丁目、西池袋十七丁目、西池袋十八丁目、西池袋十九丁目、西池袋二十丁目、西池袋二十一丁目、西池袋二十二丁目、西池袋二十三丁目、西池袋二十四丁目、西池袋二十五丁目、西池袋二十六丁目、西池袋二十七丁目、西池袋二十八丁目、西池袋二十九丁目、西池袋三十丁目、西池袋三十一丁目、西池袋三十二丁目、西池袋三十三丁目、西池袋三十四丁目、西池袋三十五丁目、西池袋三十六丁目、西池袋三十七丁目、西池袋三十八丁目、西池袋三十九丁目、西池袋四十丁目、西池袋四十一丁目、西池袋四十二丁目、西池袋四十三丁目、西池袋四十四丁目、西池袋四十五丁目、西池袋四十六丁目、西池袋四十七丁目、西池袋四十八丁目、西池袋四十九丁目、西池袋五十丁目、西池袋五十一丁目、西池袋五十二丁目、西池袋五十三丁目、西池袋五十四丁目、西池袋五十五丁目、西池袋五十六丁目、西池袋五十七丁目、西池袋五十八丁目、西池袋五十九丁目、西池袋六十丁目、西池袋六十一丁目、西池袋六十二丁目、西池袋六十三丁目、西池袋六十四丁目、西池袋六十五丁目、西池袋六十六丁目、西池袋六十七丁目、西池袋六十八丁目、西池袋六十九丁目、西池袋七十丁目、西池袋七十一丁目、西池袋七十二丁目、西池袋七十三丁目、西池袋七十四丁目、西池袋七十五丁目、西池袋七十六丁目、西池袋七十七丁目、西池袋七十八丁目、西池袋七十九丁目、西池袋八十丁目、西池袋八十一丁目、西池袋八十二丁目、西池袋八十三丁目、西池袋八十四丁目、西池袋八十五丁目、西池袋八十六丁目、西池袋八十七丁目、西池袋八十八丁目、西池袋八十九丁目、西池袋九十丁目、西池袋九十一丁目、西池袋九十二丁目、西池袋九十三丁目、西池袋九十四丁目、西池袋九十五丁目、西池袋九十六丁目、西池袋九十七丁目、西池袋九十八丁目、西池袋九十九丁目、西池袋百丁目。
第四出張所	西池袋一丁目(八番から二十八番まで)、西池袋二丁目(八番から二十三番まで)、西池袋三丁目(八番から二十三番まで)。

### 来春、福祉事務所が 東西二か所に誕生

社会福祉行政の充実強化をはかるため、従来区役所(一階)にあり、きつた福祉事務所を廃止し、南大塚2丁目(東福社事務所)と西池袋1丁目(西福社事務所)の二か所に昭和50年3月1日から同時に開設することになりました。

東福社事務所は、同じところに

### 国民年金相談所のお知らせ

保険料の納入や、国民年金についての質問相談を、次の日程でお受けいたします。

▼日時 50年1月20・21日、10時～午後4時、▼場所 東京電力池袋サービスセンター(区役所並び)

◎対象区域 池袋・池袋本町・上池袋

◎お問い合わせは年金課調査係(内線30)へどうぞ。

区立幼稚園児追加募集

区立幼稚園では園児の追加募集をしております(5才児1年保育)。

- ☆西果鶴幼稚園
- ☆池袋幼稚園
- ☆南長崎幼稚園

※定員になりしだい締切ります(各園とも80名定員です)。

・入園料は500円、保育料月額1500円です。

くわしくは区役所3階の学事係、内線408・409へお問い合わせください。

# 生業資金の貸付

## 申込受付—1月16日(31日)

### 一世帯30万円

本年度第3回貸付申込みをこのとおり実施します。

この資金は、これから事業をはじめようとする方、現在事業をしているが、他の金融機関から資金の調達の困難な方を対象に融資する資金で、つぎのすべてに該当する方にお貸しします。

# 65歳から 老人医療費 が助成されます

この制度は、65歳以上で一定の条件にあてはまる方を対象に、国と東京都ならびに、豊島区が医療費の一部を助成して、おとしよりに健康で明るい生活を送っていただくことを目的としており、国と東京都の二つの制度があります。

毎月65歳になる方には、あらかじめ調査のうえ、当区から往復ハガキで老人医療費支給者証(医療費)申請のお知らせをして手続きしていただきます。該当する方に支給者証(医療費)を送付しています。資格があると思われる方は、まだ支給者証をもらっていない方は当区へお申し出ください。申請用の往復ハガキを送りますから、必要なことを記入して返送または直接区役所の医療助成係までご持参ください。

○申請の際に必要なものは  
①健康保険証、②所得を証明する書類(課税証明、源泉徴収票の写しなど)、ただし昭和49年1月2日

# 障害福祉年金の請求を

▼福祉年金を請求できる方は①20才から69才の方で、目、耳、口、手足、内臓疾患などあらゆる病状やけがで、それらのために、日常生活に著しい制限を受ける程度(国民年金法に定める1級および2級障害)以上の障害の方が次のいずれかに該当する時に受けられます。

①国民年金制度の適用前(昭和34年11月1日前)からすでに障害の状態にあったとき。  
②国民年金の被保険者となる前の病状やけがで障害の状態になった場合で、はじめて医師にみてもらった日が昭和36年4月1日前か、20才になる前であるとき。

③明治44年4月1日以前に生まれ、昭和36年4月1日以後に病状やけがで障害の状態になった

# 区民保養所2月のご案内

今まで、区民保養所の申込み受け付けは、毎月1日(1日が日曜日の際は2日)から、翌月の申込みを受け付けておりますが、2月の

# 心身障害者の方に 『生活補助用具』を

区では、区内にお住まいの心身障害者の方々に次のような日常生活用品をお贈りしています。

○目・二不自由な方には  
△盲人用腕時計  
▽支給の対象者①50年3月に義務教育を終了する方。②49年度中に技術を習得する方。③50年1月に成人式を迎える方。④49年度中に結婚した方。

# 60歳以上の皆さん、楽しいグループ活動を

△老人福祉センターでは、1月6日から左記教室への参加申込みを受け付けています。

▽受給の対象者①身体障害者手帳3級以上の方。②愛の手帳2度以上で、自力で長時間座っていることができない方。  
△希望のいす  
▽受給の対象者①身体障害者手帳3級以上の方。②愛の手帳2度以上の方。③愛の手帳が2度以上で、失禁の著しい方。  
△以上の用品をご希望の方は、福祉課福祉係(内線35)へどうぞ。  
お問い合わせ先 ☎五八九六(高松3-5-12)

# 低所得者、おとしよりに 特別見舞金

年の瀬をかねて、あいかわらの物価高騰が続く経済情勢に配慮するため、区では今年三回目の「区民の生活を守る緊急対策」として、去る12月17日から次の方々に特別見舞金、品をお贈りしました。なお、一人暮らしの老人の方で12月1日現在登録もれにより支給されなかった方は、12月27日まで民生委員または、区老人福祉課にお申し出ください。

# 年末年始のご案内

△区役所・出張所・厚生会館・共同作業所・児童館・保育園・教育相談室  
▽年末：12月23日まで。この日は土曜日で午前中です。  
▽年始：1月4日から。  
△区民センター・児童会館・公民会  
▽年末：12月25日まで。  
▽年始：1月6日から。  
△豊島区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月2日から。  
△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。  
△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。  
△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。

# ◆9回消費者講座

○テーマ「まだ消えない中性洗剤への不安」  
○講師「生活評論家 正木英子氏」  
○場所「区民センター第2会議室」  
○日時「1月20日午後1時半」  
申込みは1月6日から「経済消費経済係(内線35)」まで。

# ◆工業統計調査にご協力を

今年も12月31日現在で、全国一斉に工業統計調査が実施されました。この調査は、製造業に関する国勢調査の基礎資料として、我が国の製造業の分布状況や製造業活動の現態を明らかにする重要な調査です。新年1月から2月にかけて、調査員が区内の製造工場など対象事業所を訪問し調査票を配布しますので、ご記入のうえ調査員にお渡しいたします。

なお、記入内容は、統計を作る目的のみに使われ、調査内容の秘密は、厳かに守られます。

○調査についてのお問い合わせ先  
経済統計課(内線35)へ。  
○16ミリ生体写真機操作講習会  
△第1回「1月27・28・30・31日」  
△第2回「2月1・2・3日」  
△第3回「2月10・13・14・18日」(各回の部12・5時、夜の部16・9時)。  
△会場「豊島区民センター15階研修室」  
△対象「区内在住の18才以上の方」  
△定員「各回共に20名」  
△申込み方法「1月17日にハガキ持参のうえ、豊島区民センター1内内務課福祉係(内線35)へ

# お知らせ

△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。  
△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。  
△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。  
△池袋区民集会所・勤労青少年センター・老人福祉センター  
▽年末：12月27日まで。  
▽年始：1月6日から。



